

## 意見の概要と意見に対する考え方

### 展示動物の飼養及び保管に関する基準の改定

#### 全般的な意見

該当箇所	意見等の概要	意見に対する考え方	数
	展示動物（動物園、水族館、植物園、公園等）の飼養及び保管に関する基準・ふれあい動物及び撮影動物の飼養及び保管に関する基準・販売動物の飼養及び保管、販売仲介業者に関する基準等に分けるべきである。	内容的に類似点が多いことから、あえて別基準とする必要はないと考えています。	13

注1：意見に対する考え方欄の動物愛護管理法の条項は改正後の条項による

注2：意見に対する考え方欄の当該基準の項目は訂正後の項目による

#### 第1 一般原則

該当箇所	意見等の概要	意見に対する考え方	数
第1の1	「生活環境の保全に努めるとともに」を「生活環境の保全をするとともに」に修正すべきである。	本基準が努力規定としての動物の飼養及び保管に関するよるべき基準であること等を踏まえた表現としているものです。	1
第1の1	「普及啓発につとめること」を「普及啓発をすること」に修正すべきである。	同上	1
第1の2	「原則として飼育個体を購入し、野生個体は導入しないこと。特にワシントン条約に規定された個体を導入しないこと」を義務付けるべきである。	本基準は、努力規定として動物の飼養及び保管に関するよるべき基準であることから、強制力のある規制を課すことは、制度上、できないこととなっております。	1
第1の2	「選定するように努めること」を「選定すること」と修正すべきである。	本基準が努力規定としての動物の飼養及び保管に関するよるべき基準であること等を踏まえた表現としているものです。	1
第1の2	「家畜化されていない野生生物等に係る選定については」を「管理者は、生物多様性条約に基づいた生物多様性国家戦略による生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本方針を基に、国内希少野生生物、植物種、国際希少野生動物植物種、緊急指定による種、また鳥類又は哺乳類に属する野生生物の保存に努めること」に修正すべきである。	ご指摘の趣旨は、当該規定に盛り込まれています。このことについては、解説書において、必要に応じてできる限り明確にしておくこととします。	1
第1の2	「基準を満たさない場合は許可できない。また、販売展示及び個人の飼養を禁止する」ことを義務付けるべきである。	本基準は、努力規定として動物の飼養及び保管に関するよるべき基準であることから、強制力のある規制を課すことは、制度上、できないこととなっております。	9
第1の3	「遺伝的疾患を生じる恐れが高いことから過度な近親交配を行わないように努めること」の記述に「ならびにその由来、血統等を確認し、異なる種を交配させ遺伝的攪乱を生じさせないこと」との記述を追加すべきである。	ご指摘の趣旨は、当該規定に盛り込まれています。このことについては、解説書において、必要に応じてできる限り明確にしておくこととします。	6
第1の3	「いかなる場合にも事前に遺伝性疾患等の検査を行う」との記述を追加すべきである。	遺伝性疾患の有無についての診断は、技術的に困難であると考えています。	1
第1の3	「管理者は、みだりに・・・」を「管理者及び所有者は、みだりに・・・」に修正すべきである。	第1の3は、管理者に関する責務を定めたものであります。ことさら、所有者を記載する必要はないと考えています。	1
第1の3	「繁殖によって保管スペースがなくなり、余剰動物が生じることを避けること」を追加すべきである。	ご指摘の趣旨は、当該規定に盛り込まれています。このことについては、解説書において、必要に応じてできる限り明確にしておくこととします。	1
第1の3	「遺伝性疾患が生じる恐れがあると獣医師が判断した場合、書類に明記し、繁殖させないこと」を義務付けるべきである。	本基準は、努力規定として動物の飼養及び保管に関するよるべき基準であることから、強制力のある規制を課すことは、制度上、できないこととなっております。	1
第1の3	「過度な近親交配を行わないように努めること」を「近親交配はしないこと。並びに、異なる種を交配させ遺伝的攪乱を生じさせないようにすること」等を追加すべきである。	希少種の繁殖や新たな品種の作出等を行う場合もあることから、近親交配を全て否定できるものではないと考えています。	3
第1の3	繁殖、産児制限について明確な基準（収容力、展示動物の年齢、健康状態、計画的な増殖）を設け、繁殖を免許制、（研修受講制）等にすべきである。	本基準は、努力規定として動物の飼養及び保管に関するよるべき基準であることから、強制力のある規制を課すことは、制度上、できないこととなっております。	15
第1の3	「貸出しの措置を適切に講ずるように努めること」を「貸出しの措置を適切に講ずること」に修正すべきである。	本基準が努力規定としての動物の飼養及び保管に関するよるべき基準であること等を踏まえた表現としているものです。	4
第1の3	「計画的な繁殖を行うよう努めること」を「計画的な繁殖を行うこと」に修正すべきである。	同上	6
第1の3	「必要に応じて」を「計画以上に動物の数が増えるおそれがある場合は」に修正すべきである。	ご指摘の趣旨は、当該規定に盛り込まれています。このことについては、解説書において、必要に応じてできる限り明確にしておくこととします。	2

第1の3	計画的な繁殖の内容を具体的に記述すべきである。	ご指摘の趣旨については、解説書において、必要に応じできる限り対応することとします。	1
第1の3	「適切に講ずるように努めること」を「適切に講ずること」に修正すべきである。	本基準が努力規定としての動物の飼養及び保管に関するよべき基準であること等を踏まえた表現としているものです。	3
第1の3	「行わないよう努めること」を「行わないようにすること」に修正すべきである。	同上	3
第1の3	「繁殖の用に供さないよう努めるとともに」を「繁殖の用に供さないようにするとともに」に修正すべきである。	同上	5
第1の4	「・・・飼養を続けることが著しく困難である場合等やむを得ない場合は、この限りでない。」を「いかなる理由でも、ひとたび飼い始めた動物を処分する必要性など、ないのである。」に修正すべきである。	動物愛護管理法においては、動物を殺処分することを禁止しているものではないと考えています。	1
第1の4	「・・・飼養を続けることが著しく困難である場合等やむを得ない場合は、この限りでない。」を「・・・飼養を続けることが著しく困難である場合のみ、この限りでない。」に修正し、また、「やむを得ず」を「上記の理由により」に修正すべきである。	災害の場合等予期せぬ場合も考えられることから、「等」は必要であると考えています。	1
第1の4	「やむを得ない場合」を「獣医師の診断により真にやむを得ない場合」に修正すべきである。	ご指摘の趣旨は、当該規定に盛り込まれています。このことについては、解説書において、必要に応じてできる限り明らかにしていくこととします。	1
第1の4	飼養を続けることが著しく困難である場合に、大きくなったので売れる見込みがないとの理由を含まないようにすべきである。	ご指摘の事例については、ケースバイケースで判断されるべきものであると考えています。	1
第1の4	「獣医師等によって行われるよう努めること」を「必ず獣医師によって行われなければならない」等に修正すべきである。	獣医師以外の者でも、適切に行うことができる場合があると考えています。	8
第1の4	「展示動物が終生飼養されるよう努めること。ただし、・・・苦痛が甚だしく、かつ治癒の見込みのない疾病にかかり、又は負傷をしている場合、甚だしく凶暴であり、かつ飼養を続けることが著しく困難である場合等やむを得ない場合はこの限りでない」を「展示動物を終生飼養しなければならない。ただし、・・・苦痛が甚だしく、かつ治療の見込みのない疾病にかかっている等やむを得ない場合はこの限りでない」等に修正すべきである。	みだりな殺傷に当たるものではないことから、ご指摘の事例を削除する必要はないと考えています。	3
第1の4	「終生飼養されるよう努めること」を「終生飼養すること」に修正すべきである。	本基準が努力規定としての動物の飼養及び保管に関するよべき基準であること等を踏まえた表現としているものです。	4
第1の4	「できるだけ生存の機会を与えるよう努めること」を「生存の機会を与えること」等に修正すべきである。	同上	4
第1の4	「他へ譲渡する場合には、個体別に書類が作成され、保管されること」を追加すること。	個体別に記載するかどうかはさておき、ご指摘の趣旨については、既に第3の5に盛り込まれていると考えています。	1
第1の4	「管理者は、希少な・・・」を「管理者及び所有者は、希少な・・・」に修正すべきである。	「所有者」に着目した規定にはなっていないことから、管理者の定義のみで十分であると考えています。	1
第1の4	「希少な野生動物等の保護増殖を行う場合を除き」を「希少な野生動物は、将来野生に返すことを想定していることから、その保護増殖活動を行う場合を除き」に修正すべきである。	ご指摘の趣旨は、当該規定に盛り込まれています。このことについては、解説書において、必要に応じてできる限り明確にしておくこととします。	1
第1の4	「できるだけ苦痛を与えない適切な方法を探るとともに、獣医師等によって行われるように努めること」を「苦痛を与えない安楽死を獣医師に依頼し、また、そのような処置をした場合は、関係各機関に報告すること」を義務付けるべきである。	本基準は、努力規定として動物の飼養及び保管に関するよべき基準であることから、強制力のある規制を課すことは、制度上、できないこととなっております。	13
第1の4	安楽死は必ず獣医師によって行われるようにすべきである。	必ずしも獣医師によらなければ適切に行われなくてもよいと考えています。	17
第1の4	「できるだけ苦痛を与えない適切な方法を探るとともに」を「苦痛を与えない適切な方法を探るとともに」に修正すべきである。	動物愛護管理法においては、できるだけ苦痛を軽減することとされています。	12
第1の4	「余剰動物として実験施設へ販売、譲渡等を行うことは避けるように努めること。動物愛護の普及啓発の為に、高齢動物、傷害を有する動物についても、愛情と責任を持った飼養を行い天寿をまっとうできるよう努めること」を追加すべきである。	動物愛護管理法においては、その用途の如何にかかわらず、殺処分を禁止しているものではないと考えています。	1

## 第2 定義

該当箇所	意見等の概要	意見に対する考え方	数
------	--------	-----------	---

第2の(1)	(1)に「両生類、魚類、昆虫等」を追加すべきである。	動物愛護管理法に基づく動物取扱業規制の対象としている動物との整合や動物の飼養保管の実態等を考慮し、哺乳類、鳥類、爬虫類を対象動物としているものです。	2
第2	(8)として、「所有者 動物の所有権を持つもの」を追加すべきである。	「所有者」に着目した規定にはなっていないことから、管理者の定義のみで十分であると考えています。	1
第2の(3)	「動物を有償又は無償」の「又は無償」を削除すべきである。	動物の健康及び安全等の確保を図るうえでは、有償、無償の別を問う必要はないと考えています。	2
第2の(3)のウ	「販売又は販売を目的とした」を「販売、貸出又は販売、貸出しを目的とした」に修正すべきである。	撮影に供する貸出し動物については、第2の(3)のエにおいて規定されています。	1
第2の(3)	「貸出 貸出動物の貸与を行う事業者が、動物を有償又は無償で貸与すること」を追加すべきである。	同上	1

### 第3 共通基準

該当箇所	意見等の概要	意見に対する考え方	数
第3	飼養保管者の資格要件を示すべきである。	飼養保管方法を規定することで十分であると考えています。	1
第3の1	「長時間の連続展示は禁止すること」と記述すべきである。	本基準は、努力規定としての動物の飼養及び保管に関するよるべき基準であることから、強制力のある規制を課すことは、制度上、できないこととなっております。なお、必要に応じて休息等を確保することについては、第3の1の(1)に盛り込まれていると考えています。	1
第3の1の(1)	動物の健康など安全に関する具体的な数値・基準を設けるべきである。	ご指摘の点については、解説書において、必要に応じてできる限り対応することとします。	2
第3の1の(1)	「本来の習性が発現できるように努めること」を「本来の習性が発現できるようにすること」に修正すべきである。	ご指摘の趣旨は、当該規定に盛り込まれています。このことについては、解説書において、必要に応じてできる限り明確にしておくこととします。	3
第3の1の(1)	「管理者及び飼養保管者は、展示動物の種類と数を自治体に報告する義務を負い、また、その飼養方法について文書を作成し、提出・指導を受けなければならない」こと等を義務付けるべきである。	本基準は、努力規定としての動物の飼養及び保管に関するよるべき基準であることから、強制力のある規制を課すことは、制度上、できないこととなっております。	6
第3の1の(1)のア	「また、展示動物の飼養及び保管の環境の向上を図るため、種類、習性等に応じ、給餌及び給水方法を工夫すること」を「種の習性に相応しい生活リズム・運動（別紙基準を遵守）が制限されることのないような飼養施設を整えること」に修正すべきである。	施設の構造等については、第3の1の(2)に規定されていると考えています。	1
第3の1の(1)のア	ア.に「管理者は、みだりに繁殖させることにより展示動物の適正な飼養及び保管等に支障が生じないよう、自己の管理する施設（収容力、展示動物の年齢、習性、健康状態等計画的な増殖）に関する基準に従うこと」を追加すべきである。	ご指摘の趣旨は、第1の3に規定されていると考えています。	1
第3の1の(1)のイ	「傷病のみだりな放置は、動物の虐待を招きかねない事について十分認識すること。」を「傷病のみだりな放置は、動物の虐待を招きかねないため、放置せず獣医師に見せること」に修正すべきである。	ご指摘の趣旨は、既に、第3の1の(1)のイに盛り込まれていると考えています。	1
第3の1の(1)のイ	「傷病のみだりな放置は、動物の虐待を招きかねない事について十分認識すること。」を「傷病のみだりな放置は、明かな動物の虐待として罪になることを十分認識すること。」等に修正すべきである。	動物愛護管理法で禁止されている虐待行為は、限定的に取り扱われているものであることから、原案どおりの表現が適当であると考えています。	22
第3の1の(1)のイ	「疾病にかかり、若しくは負傷し、又は死亡した動物に対しては、その原因究明を含めて、獣医師による適切な措置が講じられるようにすること」を「疾病にかかり、又は負傷した場合には、速やかに必要な処置を行うとともに、必要に応じて獣医師による診断を受けさせ、死亡した動物に対しては、その原因究明に努めること」に修正すべきである。	ご指摘の趣旨は、当該規定に盛り込まれています。このことについては、解説書において、必要に応じてできる限り明確にしておくこととします。	1
第3の1の(1)のイ	「イ.動物の疾病・・・」の記述を「動物の疾病及び負傷の予防等日常の健康管理のために、1ヶ月ごとの獣医師による定期健康診断を行うこと。担当獣医師は、健康診断の結果を毎回、関係機関に報告に提出すること。病気にかかり、若しくは負傷し、又は死亡した動物に対しては、その原因究明を含めて、獣医師による適切な措置が講じられるようにすること。」等に修正すべきである。	動物の健康及び安全の確保を図るうえで、必ずしもご指摘の事項を義務付ける必要はないと考えています。	12
第3の1の(1)のイ	「傷病のみだりな放置は、動物の虐待を招きかねないことについて十分認識すること」を「傷病を放置しないこと。ただし、安楽に休息させている場合は放置ではないものとする」に修正すべきである。	ご指摘の趣旨は、当該規定に盛り込まれています。このことについては、解説書において、必要に応じてできる限り明確にしておくこととします。	1
第3の1の(2)のウ	「適切な温度、通風及び明るさ等が保たれる構造」を「適切な温度、通風及び明るさ等が保たれる構造、条件」と修正すべきである。	文意はほぼ同じであるため、修正の必要性はないものと考えています。	1
第3の1の(1)のウ	「当該動物が健康であることの確認をするまでの間」を「当該動物が健康であることの確認をするため獣医師の健康診断を受け、感染症などの危険がないことが証明されるまでは、」等に修正すべきである。	必ずしも獣医師によらなくても健康であることを確認できる場合があると考えています。	9

第3の1の(1)のオ	「異種又は複数の展示動物を同一施設内で飼養及び保管する場合には、展示動物の組合せを考慮した収容を行うこと」を「異種または複数の動物を同一施設内で飼養する場合には、飼養する動物の習性、生態に基づき、その種及び個体間の相性を考慮し、かつ、多頭・過密により支配的個体が餌やスペースを独占したり、動物間のストレスで闘争、障害等が発生しないように収容または個別収容を行うこと」等に修文すべきである。	ご指摘の趣旨は、当該規定に盛り込まれています。このことについては、解説書において、必要に応じてできる限り明確にしておくこととします。	10
第3の1の(1)のオ	「販売業者は群れを形成する種の販売を禁止すること。」等を義務付けるべきである。	本基準は、努力規定としての動物の飼養及び保管に関するよるべき基準であることから、強制力のある規制を課すことは、制度上、できないこととなっています。	1
第3の1の(1)の力	「幼齢時に社会化が必要な動物については、一定期間、親子等を共に飼養すること」を「幼齢時に社会化が必要な動物については、生後8週間（又は最低3ヶ月や90日）までは親子（胴体動物）と飼育すること」等に修文すべきである。	8週齢などとするかどうかはさておき、ご指摘の趣旨は、当該規定に盛り込まれています。このことについては、解説書において、必要に応じて明らかにすることとします。	17
第3の1の(1)の力	幼齢時に社会化が必要な動物については、最新の研究データで見直すこと。	ご指摘の点については、解説書において必要に応じ、できる限り対応することとします。	1
第3の1の(1)のキ	「隔離又は治療する等の必要な措置」を「獣医師の診断により隔離又は治療する等の必要な措置」に修文すべきである。	必ずしも獣医師によらなければ判断できないものではないと考えています。	3
第3の1の(1)のキ	「休息を与えること」を「十分な休息を与えること」に修文すべきである。	ご指摘の趣旨は、当該規定に盛り込まれています。このことについては、解説書において、必要に応じてできる限り明確にしておくこととします。	2
第3の1の(2)	施設の構造について、具体的な基準を作成すべきである。	ご指摘の点については、解説書において、必要に応じできる限り対応することとします。	6
第3の1の(2)	施設の構造については、別の法律を作成し管理すること。	本基準は、努力規定としての動物の飼養及び保管に関するよるべき基準であることから、強制力のある規制を課すことは、制度上、できないこととなっています。	1
第3の1の(2)	「次に掲げる要件を満たす施設の整備に努めること」を「次に掲げる要件を満たす施設の整備にすること」に修文すべきである。	本基準が努力規定としての動物の飼養及び保管に関するよるべき基準であること等を踏まえた表現としているものです。	1
第3の1の(2)	「動物本来の習性の発現を促すことができるものとなるように努めること」を「動物本来の発現を促すことができるものとする」に修文すべきである。	同上	1
第3の1の(3)	「その監督の下に行われるように努めること」を「その監督の下に行われること」に修文すべきである。	同上	1
第3の1の(3)	「十分な知識並びに飼養及び保管の経験を有する飼養保管者」を「飼養保管者資格免許を有する資格制とし、更に、施設の大きさや飼養動物の種類・数の基準から、ある一定を超える場合は獣医師免許を有する者の常駐を義務付ける」等に修文すべきである。	本基準は、努力規定としての動物の飼養及び保管に関するよるべき基準であることから、強制力のある規制を課すことは、制度上、できないこととなっています。	7
第3の1の(2)のア	「個々の動物が・・・十分な広さと空間をそなえること」とあるが、広さや空間の基準を設けるべきである。	ご指摘の点については、解説書において、必要に応じできる限り対応することとします。	1
第3の1の(2)のア	「自然な姿勢で立ち上がり、横たわり、羽ばたき、泳ぐ等」に「走る、ジャンプ」するを追加すべきである。	ご指摘の趣旨は、当該規定に盛り込まれています。このことについては、解説書において、必要に応じてできる限り明確にしておくこととします。	2
第3の1の(2)のウ	「過度なストレス」を「苦痛やストレス」に修文すべきである。	同上	2
第3の1の(2)のウ	「保つための施設」を「人の視線から逃れてストレスを癒せる隠れ場が確保される構造」に修文すべきである。	同上	2
第3の2	生活環境の保全について、展示動物の排せつ物等の適正な処理法を具体的に提示すべきである。	同上	6
第3の2	「展示動物の排せつ物等」を「展示動物の排せつ物、食べ物の残さ等」に修文すべきである。	同上	1
第3の2	「保全にも努めること」を「保全すること」に修文すべきである。	本基準が努力規定としての動物の飼養及び保管に関するよるべき基準であること等を踏まえた表現としているものです。	1
第3の3の(1)	「発生の防止に努めること」を「発生の防止をすること」に修文すべきである。	同上	1

第3の3の(1)のウ	「状態を確認すること」を「健康状態を確認すること」に修正すべきである。	健康状態を含めた動物の状態を確認する必要があると考えています。	2
第3の3の(2)	「人への危害の発生の防止に努めること」を「人への危害の発生の防止をすること」に修正すべきである。	本基準が努力規定としての動物の飼養及び保管に関するよべき基準であること等を踏まえた表現としているものです。	1
第3の3の(3)のア	「問題等の発生の防止に努めること」を「問題等の発生の防止をすること」に修正すべきである。	同上	1
第3の3の(4)	(4)緊急事態対策に「災害時を想定した避難訓練を年1回以上実施する」を追加すべきである。	避難訓練の実施等は、各施設の判断にゆだねることで十分であると考えます。	4
第3の3の(4)	「発生の防止に努めること」を「発生の防止をすること」に修正すべきである。	本基準が努力規定としての動物の飼養及び保管に関するよべき基準であること等を踏まえた表現としているものです。	1
第3の4	4 人と動物との共通感染症に係る知識の習得等に「飼養保管者及び管理者は、行政機関が実施する人と動物の共通感染症及びその予防に関する研修を、年1回（非常事態発生時はこの限りではない）受講しなければならない」ことを義務付けるべきである。	本基準は、努力規定としての動物の飼養及び保管に関するよべき基準であることから、強制力のある規制を課すことは、制度上、できないこととなっています。	3
第3の4	「人と動物との共通感染症」を「人と動物の共通感染症」に修正すべきである。	ご意見を踏まえ、「人と動物の共通感染症」に修正します。	1
第3の4	「習得するように努めること」を「習得すること」に修正すべきである。	本基準が努力規定としての動物の飼養及び保管に関するよべき基準であること等を踏まえた表現としているものです。	1
第3の4	「適切に処理するように努めること」を「適切（ただちに）に処理すること」等に修正すべきである。	同上	2
第3の4	「消毒を行うように努めること」を「消毒を行うこと」に修正すべきである。	同上	1
第3の4	「連絡体制を整備することに努めること」を「連絡体制を整備すること」に修正すべきである。	同上	1
第3の5	「特徴、飼育履歴、病歴等に関する記録台帳」を「特徴、飼育履歴、病歴、繁殖履歴等に関する記録台帳」に修正すべきである。	ご指摘の趣旨は、当該規定に盛り込まれています。このことについては、解説書において、必要に応じてできる限り明確にしておくこととします。	1
第3の5	「適正に行うように努めること」を「適正に行うこと」に修正すべきである。	本基準が努力規定としての動物の飼養及び保管に関するよべき基準であること等を踏まえた表現としているものです。	1
第3の5	「個体識別措置を技術的に可能な範囲内で講ずる」を「個体識別措置を講ずる」に修正すべきである。	動物の健康状態等によりマイクロチップ等の個体識別措置を講ずることが困難な場合もあると考えています。	1
第3の6	「必要に応じ適切な休憩時間を確保すること。」を「1時間（2時間）に5～10分の休憩を取る」等の具体的な数値（基準）を記述すべきである。	動物の健康及び安全の確保を図るうえで必ずしも休息を必要としない動物やケースもありますが、その程度問題はさておき、ご指摘の点については、解説書において、必要に応じてできる限り対応することとします。	3
第3の6の(1)	「できるだけ短い時間により輸送できる方法・・・」を「輸送は14時間を超えないものとする。14時間を超える場合は、1時間、休息させること」に修正すべきである。	同上	1
第3の6の(2)	輸送時の取扱いに「走行中においても過度の振動、衝撃等を与えないよう（経路の選択）にすること。」等の記述を追加すべきである。	同上	10
第3の6	以下を追加すべきである。 (4)輸送中は常時、動物の状態を目視により確認を行うこと。 (3)輸送する動物の数は、輸送に用いる車両、容器に見合ったものとする。 (6)輸送に使用する車両、容器は使用の都度、清掃、消毒を実施し、清潔なものを使用すること。	ご指摘の点については、解説書において必要に応じ、できる限り対応することとします。なお、目視確認については、必要に応じて行うことで十分であると考えています。	1
第3の7	「発生の防止に努めること」を「発生の防止を行うこと」に修正すべきである。	本基準が努力規定としての動物の飼養及び保管に関するよべき基準であること等を踏まえた表現としているものです。	1
第3の7	「できるだけ生存の機会を与えるように努め」を「生存の機会を与える」等に修正すべきである。	同上	6
第3の7	「やむを得ず展示動物を処分しなければならない場合は」を「譲渡先がなかなかきまらなくても、処分するなどということはあってはならない。最後まで面倒を見る義務がある。」に修正すべきである。	動物愛護管理法において、殺処分を禁止しているものではないと考えています。	1

第3の7	業の廃止時のみではなく、殺処分しなければならぬ場合に「営業中の何らかの理由」を追加し、「業の廃止の為に殺処分を行った業者は二度と営業できない措置を執る。また、営業中でも殺処分を繰り返す業者は営業停止とする」ことを義務付けるべきである。	本基準は、努力規定としての動物の飼養及び保管に関するよるべき基準であることから、強制力のある規制を課すことは、制度上、できないこととなっています。	1
第3の7	「できる限り、苦痛を与えない適切な方法を探るとともに、獣医師等によって行われるように努めること」を「必ずその動物に苦痛を与えない方法によること」に修正し、罰則も追加すべきである。	同上	1
第3の7	「他の展示施設へ譲り渡すよう努めること」を「他の展示施設へ譲り渡し、動物愛護にかなった扱いを行うこと」等に修正すべきである。	ご指摘の趣旨は、当該規定に盛り込まれています。このことについては、解説書において、必要に応じてできる限り明確にしておくこととします。	2
第3の7	「他の展示施設へ譲り渡すよう努めること」を「当基準に合致した適正な飼養環境を有した他の施設に譲り渡すよう努めること」に修正すべきである。	同上	1
第3の7	「やむを得ず殺処分しなければならない場合」を「真にやむを得ない特別な事情により、殺処分しなければならない場合」に修正すべきである。	同上	2
第3の7	施設廃止時の取扱いの記述を「自施設よりも飼育環境の劣ることのない他の施設へ譲渡するように努めること」のようにすべきである。	動物の健康及び安全の確保を図るうえでは、一定水準以上の施設で十分であると考えます。	9
第3の7	施設廃止時の取扱いの記述を「個体識別措置を講ずるとともに、記録台帳の引継ぎを行うこと」のようにすべきである。	程度問題はさておき、ご指摘の趣旨については、第3の5に規定されていると考えています。	9
第3の7	施設廃止時の取扱いの記述を「必ず獣医師によって安楽死させるようにする」のようにすべきである。	必ずしも獣医師によらなければ適切に行われたいものではないと考えています。	9
第3の7	施設廃止時の取扱いの記述を「いかなる場合であっても、生存の機会を必ず与えるようにする」のようにすべきである。	動物愛護管理法においては、殺処分を禁止しているものではないと考えています。	8

#### 第4 個別基準

該当箇所	意見等の概要	意見に対する考え方	数
第4の1	「留意するように努めること」を「留意すること」に修正すべきである。	本基準が努力規定としての動物の飼養及び保管に関するよるべき基準であること等を踏まえた表現としているものです。	1
第4の1	「動物が育成するに当たり、十分なスペースとストレスの少ない環境を整えるべきである」の記述を追加すべきである。	ご指摘の趣旨は、既に、第3の1に規定されていると考えています。	1
第4の1の(1)	「動物に演芸をさせる場合には、・・・みだりに殴打し、酷使用する等の虐待を招きかねない過酷なものとならないようにすること。」の記述を「動物に演芸をさせる場合には、・・・過酷なもの、或いは、みだりに殴打し、酷使用するなどの虐待を招かないようにすること。」に修正すべきである。	動物愛護管理法で禁止されている虐待行為は、限定的に取り扱われているものであることから、原案どおりの表現が適当であると考えています。	2
第4の1の(1)のア	「傷害を持つ動物・・・残酷な印象を与えないように配慮すること」を「傷害を持つ動物・・・展示自体が動物に負担、苦痛とならないよう（を与える場合は中止すること）」に修正すべきである。	ご指摘の趣旨については、既に第3の1の(1)のキに規定されていると考えています。	2
第4の1の(1)のア	「治療中の動物を展示する場合は」を削除すべきである。	治療中であっても、隔離が望ましくない動物やケースもあることから削除する必要はないと考えています。	1
第4の1(1)のイ	「習性を損なうような施術」を「異常に狭い空間に閉じこめたり、たった一匹で孤独を感じさせるなど、動物の習性を無視した飼育環境を改めない限り展示しないこと」に修正すべきである。	ご指摘の趣旨は、当該規定に盛り込まれています。このことについては、解説書において、必要に応じてできる限り明確にしておくこととします。	1
第4の1(1)のイ	「習性を損なうような施術、着色、拘束等」を「施術、着色、拘束、着衣等」に修正すべきである。	同上	1
第4の1の(1)のウ	「動物に演芸をさせる場合には・・・生理等に配慮し、動物をみだりに殴打し、酷使用する等の虐待を招きかねない過酷なものとならないようにすること。」を「動物に演芸をさせる場合には・・・生理等に配慮し、ストレスや苦痛を与えないようにすること。また、傷害を引き起こす暴力、給餌給水の制限などを伴う過酷な調教を行わないこと。」に修正すべきである。	同上	8
第4の1の(1)のウ	動物に演芸をさせる場合の「演芸」を「演技及び競争等」に修正すべきである。	同上	3

第4の1の(1)のウ	「動物をみだりに殴打し、酷使する等の虐待を招きかねない過酷なものとならないようにすること」を「殴打・投棄・脅す・餌を与えない等動物に演技を強要しないこと。また、妊娠時・産前産後1ヶ月・傷病時、疲労時、1歳未満、十歳以上の動物に演技をさせないこと」に修正すべきである。	程度の問題はさておき、ご指摘の趣旨は、当該規定に盛り込まれています。このことについては、解説書において、必要に応じてできる限り明確にしていくこととします。	1
第4の1の(1)のウ	「動物に演技をさせる場合には・・・生理等に配慮し、動物をみだりに殴打し、酷使する等の虐待を招きかねない過酷なものとならないようにすること。」を「動物に演技をさせる場合には・・・生理等に配慮し、長時間に及ぶことを避け、動物を弊害させないようにするとともに、動物をみだりに殴打し、酷使する等の虐待を招きかねない過酷なものとならないようにすること。」に修正すべきである。	ご指摘の休息の必要性については、既に第3の1の(1)に規定されていると考えています。	1
第4の1の(1)のウ	「演技は、動物の寿命を縮めている現状から、1日 時間の訓練を禁止する」ことを義務付けるべきである。	本基準は、努力規定として動物の飼養及び保管に関するよべき基準であることから、強制力のある規制を課すことは、制度上、できないこととなっております。	1
第4の1の(1)のウ	「動物をみだりに殴打し、酷使する等の虐待を招きかねない過酷なものとならないようにすること」を「動物を殴打し酷使する等の体罰的虐待とみなされるものとならないようにすること。」等に修正すべきである。	動物愛護管理法で禁止されている虐待行為は、限定的に取り扱われているものであることから、原案どおりの表現が適当であると考えています。	2
第4の1の(1)の工	「生きている動物を餌として与える場合は」を「生きている動物を餌として与えてはならない」に修正すべきである。	動物の種類によっては、生きた動物を餌として与えなければならない場合もあるものと考えています。	2
第4の1の(2)	「観覧者に対して次に掲げる観覧上の注意事項を遵守するように指導すること」を「観覧者に対して次に掲げる観覧上の注意事項を遵守するように説明し、施設内に掲示し、かつ指導すること」に修正すべきである。	ご指摘の趣旨は、当該規定に盛り込まれています。このことについては、解説書において、必要に応じて明らかにすることとします。	9
第4の1の(2)	「観覧者に対して事前にその動物の習性、生理、生態を説明し、次に掲げる事項を遵守するように指導すること」を追加すべきである。	ご指摘の趣旨は、既に第4の1の(1)の力に規定されていると考えます。	1
第4の1の(2)のア	「動物園動物又はふれあい動物にみだりに食物等を与えないこと」を「野生動物を飼育し、一般に公開している期間は、どんな種類であろうと、訪問者が動物に餌を与えることを制限する」に修正すべきである。	程度の問題はさておき、ご指摘の趣旨は、当該規定に盛り込まれています。このことについては、解説書において、必要に応じてできる限り明確にしていくこととします。	3
第4の1の(2)のア	「動物園動物又はふれあい動物にみだりに食物等を与えないこと」を「動物園動物又はふれあい動物には、管理者の立ち会いのもと、一日の栄養量及び分量に配慮して事前に用意されたものを観覧者に与えさせる場合を除き、食物等を与えないこと」に修正すべきである。	ご指摘の趣旨は、当該規定に盛り込まれています。このことについては、解説書において、必要に応じてできる限り明確にしていくこととします。	8
第4の1の(4)	「環境の確保に努めること」を「環境の確保をすること」に修正すべきである。	本基準が努力規定としての動物の飼養及び保管に関するよべき基準であること等を踏まえた表現としているものです。	1
第4の1の(4)	「発生の防止に努めること」を「発生の防止をすること」に修正すべきである。	同上	1
第4の1の(5)のイ	「ふれあい動物などは、必ず監視員の下で行うこと。」の記述を追加すべきである。	ご指摘の趣旨は、既に、第4の1の(5)のアに規定されていると考えています。	7
第4の1の(5)のイ	ふれあい時間を具体的に基準を定めて制限すべきである。	程度の問題はさておき、ご指摘の点については、必要に応じてできる限り解説書において、対応することとします。	12
第4の1の(5)のイ	「その動物に適度な休息を与えること」を「その動物に適度な休息を与え、給餌給水を行うこと」に修正すべきである。	給餌給水については、第3の1の(1)のアに規定されていると考えています。	1
第4の1の(5)のイ	「過度な苦痛」を「苦痛やストレス」に修正すべきである。	動物の健康及び安全の確保を図るうえで、著しい支障が生じるおそれがある苦痛の防止策を講ずることによって十分であると考えています。	3
第4の1の(5)	以下の記述を追加すべきである。 ウ．隠れ場等、動物が自分の意志でおもむくことが可能な休息場所を常時併設すること。 エ．観覧者との接触の時間を制限すること。	ご指摘の点は、当該規定及び第3の1の(2)のアに盛り込まれていると考えています。	1
第4の2	犬・ねこの生体展示販売を禁止すると記載すべきである。	本基準は、努力規定としての動物の飼養及び保管に関するよべき基準であることから、強制力のある規制を課すことは、制度上、できないこととなっております。なお、動物の健康及び安全等を図るうえで、必ずしも禁止する必要はないと考えています。	1
第4の2	「次に掲げる事項に留意するように努めること」を「次に掲げる事項に留意すること」に修正すべきである。	本基準が努力規定としての動物の飼養及び保管に関するよべき基準であること等を踏まえた表現としているものです。	2
第4の2	1販売施設につき動物別に何匹までと確実に売れる範囲の基準を設け、売れ残った動物に対しては販売者が責任をもって終生飼養するか、生体販売を禁止することとすべきである。	本基準は、努力規定としての動物の飼養及び保管に関するよべき基準であることから、強制力のある規制を課すことは、制度上、できないこととなっております。	1

第4の2	「路上、公園、その他販売責任者自身の所有地以外で、動物を販売してはならない」等とし、罰則を設けるべきである。	同上	2
第4の2	「生きている動物を餌として与える場合は、餌となる動物の苦痛を軽減すること」の記述を追加すべきである。	餌となる動物については、展示動物の対象外となりますので、ご指摘の点については、解説書において、必要に応じてできる限り対応することとします。	1
第4の2	「治療等として必要と認められる場合を除き、本来の形態を損なうような施術、着色等をして販売を行わないこと」の記述を追加すべきである。	ご指摘の趣旨は、当該規定に盛り込まれています。このことについては、解説書において、必要に応じてできる限り明確にしておくこととします。	1
第4の2の(1)	「動物に過度の苦痛を与えないように」「動物に苦痛とストレスを与えないように」等に修文すべきである。	動物の健康及び安全の確保を図るうえでは、著しい支障が生じるおそれがある苦痛の防止策を講ずることと十分であると考えています。	5
第4の2の(1)	「展示の時間及び当該施設内の音、照明等を適切なものとする」と「その動物の習性、生理、生態に配慮した展示の時間及び当該施設の音、照明等を適切なものとする」に修文すべきである。	ご指摘の趣旨は、当該規定に盛り込まれています。このことについては、解説書において、必要に応じてできる限り明確にしておくこととします。	1
第4の2の(1)	展示の時間及び当該施設内の音、照明等については、具体的に何時から何時まで等と記載すべきである。	程度の問題はさておき、ご指摘の点については、できる限り解説書において、必要に応じて対応することとします。	2
第4の2の(2)	繁殖方法においては繁殖できる年齢（何週から何歳まで）、1体につき年間1～2回までなどの制限を具体的に記載すべきである。	同上	6
第4の2の(2)	繁殖させる側は、免許制にし所有できる動物の数を制限するとともに違法な繁殖をした場合は罰則を与えることと記載すべきである。	本基準は、努力規定として動物の飼養及び保管に関するよべき基準であることから、強制力のある規制や罰則を課すことは、制度上、できないこととなっております。なお、繁殖等については、動物取扱業者としてご指摘の趣旨に係る登録規制が行われることとなっております。	2
第4の2の(2)	繁殖方法に「遺伝性疾患が生じる恐れがあると獣医師が判断した場合、書類に明記し、繁殖させないものとする」等を追加すべきである。	遺伝性疾患の有無の判断は、獣医師であっても技術的に困難であると考えています。	6
第4の2の(2)	「みだりに繁殖させることにより過度の負担を避け、その繁殖回数を適切なものとする」と「1歳未満（7ヶ月未満）・6歳以上の個体は繁殖させないこと、かつ2年に1度以上（1頭につき生涯9頭まで、6回以内、生涯3回）繁殖させないこと」等に修文すべきである。	程度の問題はさておき、ご指摘の趣旨については、解説書において、必要に応じてできる限り対応することとします。	8
第4の2の(2)	「過度な負担の」の過度を削除すべきである。	動物の健康及び安全の確保を図るうえでは、著しい支障が生じるおそれがある負担の防止策を講ずることと十分であると考えています。	2
第4の2の(3)	販売時における終生飼養の確認の具体例等の記述を追加すべきである。	程度問題はさておき、ご指摘の点については、解説書において、必要に応じてできる限り対応することとします。	1
第4の2の(3)	「遺伝性疾患の有無について獣医師の証明書を添付する」との記述を追加すべきである。	遺伝性疾患の有無の判断は、獣医師であっても技術的に困難であると考えています。	1
第4の2の(3)	ネット販売の禁止を追加すべきである。	本基準は、努力規定として動物の飼養及び保管に関するよべき基準であることから、強制力のある規制を課すことは、制度上、できないこととなっております。	1
第4の2の(3)	「動物を販売しようとする者を登録免許制にし、国が定めた講習を1回は受講することを義務付け、展示ゲージ数に応じて手数料を支払うこととする」ことを義務付けるべきである。	本基準は、努力規定として動物の飼養及び保管に関するよべき基準であることから、強制力のある規制を課すことは、制度上、できないこととなっております。	1
第4の2の(3)のア	「販売の方法は、幼齢動物における社会化期の確保を（犬ねこの場合なら）社会性を身につけた生後56日又は8週、12週、90日など以上の動物」等と具体的に記述すべきである。	具体的な日齢の制限はさておき、ご指摘の点については、必要に応じて解説書において、できる限り対応することとします。	12
第4の2の(3)のイ	「終生飼養の実施の可能性を確実な方法により確認すること」を「マイクロチップの装着義務付けによって、確認すること」に修文すべきである。	「マイクロチップの装着」は、必ずしも終生飼養の実施の可能性の確認方法に結びつくのではないと考えています。なお、個体識別措置については、既に第3の5に規定されていると考えています。	1
第4の2の(3)のイ	「終生飼養の実施の可能性を確実な方法により確認すること」を「住宅環境・生活環境がその個体を飼うのに適しているか及び家族の同意が得られているかなど販売先における終生飼養及び適正飼養の実施の可能性を、確実な方法（意識調査、信用調査）により確認すること」等に修文すべきである。	程度の問題はさておき、ご指摘の趣旨については、必要に応じて解説書において、できる限り対応することとします。	7
第4の2の(3)のイ	「販売相手の確認は、必ず対面にし、本人確認を義務付けなければならない。」と記述すべきである。	本基準は、努力規定として動物の飼養及び保管に関するよべき基準であることから、強制力のある規制を課すことは、制度上、できないこととなっております。	3
第4の2の(3)のウ	「説明責任」に「飼い主の終生飼養の義務と責任、繁殖制限の防止の必要性、法律及び条例」を追加すべきである。	ご指摘の趣旨については、必要に応じて解説書において、対応することとします。	2

第4の2の(3)の工	「飼養及び保管が技術的に困難な販売動物については、・・・販売動物に関する情報の提供は特に詳細に行うこと」を「飼養及び保管が技術的に困難な販売動物について・・・マイクロチップの義務付けによって、遺棄の際の責任に言及し、定期的な飼い主責任などを設け、終生飼養を確実にできるように、指導すること」と具体的に修正すべきである。	ご指摘の情報の提供例については、必要に応じて解説書において、補完することとします。 なお、個体識別措置については、第3の5に規定されていると考えています。	1
第4の2の(3)の工	「野生動物等を販売動物として選定することについては慎重に行うこと」を「原則として禁止しなければならない」こと等を義務付けるべきである。	本基準は、努力規定としての動物の飼養及び保管に関するよるべき基準であることから、強制力のある規制を課すことは、制度上、できないこととなっております。	9
第4の2の(3)の工	「必要に応じて、ワクチンの接種後に」の「必要に応じて」及び「ワクチン接種済みの動物を販売する場合には」を削除すべきである	動物種等によっては、ワクチン接種をしなくてもよい場合あるものと考えています。	2
第4の2の(3)の工	「必要に応じて、ワクチンの接種」を「獣医師の診断に応じて、ワクチンの接種を」に修正すべきである。	必ずしも獣医師の診断によらなくても、適切にワクチン接種の必要性を判断することができると考えています。	1
第4の3	「留意するように努めること」を「留意すること」に修正すべきである。	本基準は、努力規定としての動物の飼養及び保管に関するよるべき基準であること等を踏まえた表現としているものです。	1
第4の3の(1)	「撮影動物に過度の苦痛を与えないようにすること」を「撮影動物に苦痛を与えないようにすること」等に修正すべきである。	動物の健康及び安全の確保を図るうえでは、著しい支障が生じるおそれがある苦痛の防止策を講ずることと十分であると考えています。	3
第4の3の(1)	「撮影の時間、環境等を適切なものとし」を「撮影の時間、環境等を、その動物の習性、生理、生態に配慮した適切なものとし」に修正すべきである。	ご指摘の趣旨は、当該規定に盛り込まれています。このことについては、解説書において、必要に応じてできる限り明確にしておくこととします。	1
第4の3の(1)	「過度の苦痛」を「苦痛とストレス」に修正すべきである。	動物の健康及び安全の確保を図るうえでは、著しい支障が生じるおそれがある苦痛の防止策を講ずることと十分であると考えています。	3
第4の3の(1)	「撮影動物に過度の苦痛を与えないようにすること」を「健康及び安全を損なうなど、動物に苦痛を与える撮影をしてはならない」に修正すべきである。	同上	3
第4の3の(1)	(3)として、「撮影動物の貸出しに当たっては、精神的苦痛が見られる、小動物、爬虫類、鳥類による撮影は禁止し、無償報酬による撮影協力者による写真提供や撮影にする場所については、その協力者の自宅によるものとする」との記述を追加すべきである。	本基準は、努力規定としての動物の飼養及び保管に関するよるべき基準であることから、強制力のある規制を課すことは、制度上、できないこととなっております。	1

その他の意見

該当箇所	意見等の概要	意見に対する考え方	数
	遺伝的疾患等があった場合、代金の返還について規定すべきである。	本基準は、売買契約内容を規定したのではなく、動物の愛護及び動物による人への危害の防止の観点から定める基準です。	2
	「動物園、水族館は、現在飼養されている野生動物は終生飼養し、これ以上輸入したり、むやみに繁殖し増やさない努力や野生に還すことが可能なものは野生に還す努力、見せ物にしたり環境の著しく異なった場所で飼養することが動物のストレスにつながることを普及啓発活動、バーチャル映像等を駆使した野生動物の学習の場に転換する努力をすること」との記述を追加すべきである。	動物の健康及び安全の観点から必ずしも動物園を否定する必要はないと考えています。	1